

発議第12号

令和元年9月26日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者 木津川市議会 議会運営委員会
委員長 森本 隆

木津川市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び木津川市議会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

市組織機構を変更する条例改正案が提出されたことに対応するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

木津川市議会委員会条例（平成19年木津川市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号エ中「事務」の次に「（保育及び児童育成に関する事務を除く。）」を加え、同項第2号に次のように加える。

ウ 教育部の所管に関する事務のうち保育及び児童育成に関する事務

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

参考資料（発議第12号）

木津川市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
(1) 総務文教常任委員会 7人 ア～ウ (略) エ 教育部の所管に関する事務 <u>(保育及び児童育成に関する事務を除く。)</u>	(1) 総務文教常任委員会 7人 ア～ウ (略) エ 教育部の所管に関する事務
オ・カ (略)	オ・カ (略)
(2) 厚生常任委員会 7人 ア・イ (略) <u>エ 教育部の所管に関する事務のうち保育及び児童育成に関する事務</u>	(2) 厚生常任委員会 7人 ア・イ (略)
(3) (略)	(3) (略)
第3条～第31条 (略)	第3条～第31条 (略)

